

令和5年 網走市議会
総務経済委員会会議録
令和5年12月7日（木曜日）

○日時 令和5年12月7日 午前10時04分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和5年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 令和5年度網走市市有財産整備特別会計補正予算
3. 議案第3号 令和5年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
4. 議案第4号 令和5年度網走市介護保険特別会計補正予算
5. 議案第5号 令和5年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算
6. 議案第6号 網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について
7. 議案第8号 網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分
8. 議案第9号 財産の取得について
9. ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施設の充実・強化を求める意見書提出要請
10. 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書提出要請
11. パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める意見書提出要請
12. 網走市パートナーシップ宣誓制度の導入について

○出席委員（8名）

委員長	井戸達也
副委員長	石垣直樹
委員	小田部照
	澤谷淳子
	立崎聡一
	深津晴江
	松浦敏司
	山田庫司郎

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（6名）

金兵智則
栗田政男
里見哲也
永本浩子
古田純也
村椿敏章

○説明者

副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
農林水産部長	川合正人
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学
新庁舎開設準備室長	武田浩一
新庁舎開設準備室次長	小松広典
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	日野智康
総務防災課参事	八百坂則勝
職員課長	寺口貴広
財政課長	古田孝仁
税務課長	稲垣一寿
農林課長	佐藤岳郎
農林水産部参事	江口優一
水産漁港課長	渡部貴聰
観光課長	井上博登
観光商工部参事	田端光雄
商工労働課長	中村幸平
観光商工部参事	野口公希
建築課長	小原功
都市管理課長	澁谷一志
港湾課長	高橋勉
新庁舎開設準備室参事	大嶋尚士
新庁舎開設準備室参事	遠藤崇哲

○事務局職員

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶

午前10時04分開会

○井戸達也委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案8件、要請3件について審査をいたします。

本日の進行ですが、まず、人件費関係分について審査をいたします。その後、企画総務部、農林水産部、観光商工部、建設港湾部、水道部、新庁舎開設準備室関係分の議案について、理事者を入替えしながら、順次審査をいたします。

議案の審査が終わりましたら、要請の審査をいたします。

要請の審査が終わりましたら、所管事務調査1件を協議いたします。

それでは、まず初めに議案第6号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○寺口貴広職員課長 議案資料22ページ、資料2号を御覧願います。

議案第6号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

初めに改正の趣旨でございますが、本年度の国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、一般職の給与並びに常勤の特別職、市議会議員の期末手当の支給月数を改正するとともに地方自治法の改正に伴う会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する規定を改正しようとするものでございます。改正する条例は、資料に記載の6条例でございます。

改正の内容でございますが、1点目は、給料表を国家公務員俸給表に準じて改正しようとするもので初任給、若年層に重点を置いた引き上げとなっております。

2点目は、期末勤勉手当の年間支給月数を再任用職員では0.05月分、それ以外の職については0.1月分それぞれ引き上げようとするものでございます。

3点目は、令和6年度より、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとし、期末手当と合わせた年間支給月数を正職員と同じくしようとするものでございます。

施行期日は公布の日から施行しようとするもので、適用日などにつきましては、資料に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては、23ページから

32ページに記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

○松浦敏司委員 今の説明を受けて、会計年度任用職員に対して勤勉手当ということで、これは非常に喜ばれるだろうというふうに思います。

でも、この中でちょっと読んでみると、読み替えるというような言葉もありまして、その辺がどういった形でそういう表現をしているのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○寺口貴広職員課長 その読替規定の部分でございますけれども、それにつきましては、現在支給しています期末手当の部分について読替規定を設けております。

内容といたしましては、現在、会計年度任用職員につきましては、勤勉手当が支給されませんので条例の本則どおりでございますと、職員の期末手当の引き上げ分0.05月分しか上がらないのですが、今回につきましては、会計年度任用職員につきましても、正職員と同様の0.1月分を引き上げることとしておりますので、その部分で読替規定を適用しているところでございます。

○松浦敏司委員 その辺、よくわかりました。

ただ、やっぱり今、全体の職員の正職員の割合と非正規と言いますか、この会計年度任用職員という比率を見ると、かなり会計年度任用職員の数が4割前後あるのではないかと思いますので、その辺はどんなふうになっていますか。

○寺口貴広職員課長 委員おっしゃるとおりでございます。今年度当初でございますと39%、約4割が会計年度任用職員の比率となっております。

○松浦敏司委員 これは、できるだけ正職員を増やす方向にしていこうということが求められているというふうに思います。

とりわけ会計年度任用職員の中でも、学校給食の調理員の場合ね、今言われているのは、猛暑ということがあって夏休みの期間を延ばすという、6日前後延ばすという、冬休みを少なくして夏休みを多くするというようなことになると、例えば8月分の給与で言うとね、その人たちは、ほとんど3日分とか、それぐらいしか給与が当たらないということもあり得るのですけれども、これを何とかしないとまずいんじゃないかと思うのですけれども、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○寺口貴広職員課長 夏休み期間が仮に延長された

場合のことですけれども、議員御指摘のように確かに延長されましたら8月の勤務日数がこれよりもさらに減ってしまうという可能性もありますので、そうした部分では少なからず影響があるのだろうなというふうには考えております。結果として、月々の収入の差というのですか、波がより大きくなるというかことかと思えますけれども、今回の給与改定によって、年収ベースでは、一定の改善が図られるということもございますので、対象職員にその辺を含めて丁寧な説明を行ってまいりたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 その辺は、取りあえず理解しました。

この中で市議会議員の部分もあるわけですが、この市議会議員については、人事院勧告の対象になっていないと思うのですがその辺、確認したいと思います。

○寺口貴広職員課長 人事院勧告につきましては、国家公務員に対してなされるものですので、市議会議員に対して直接適用されるものではないというふうに認識しております。

従前より当市におきましては、職員の支給割合を参考として同様の改定を行ってきているところでありまして、今回も同様の取扱いにというふうに認識しております。

○松浦敏司委員 取りあえず私どもとしては、市議会議員については人勧の対象になっていないという点からするとこの部分については、賛成できないということであります。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第6号網走市職員給与条例の一部を改正する条例制定については、大方の賛成者により、原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、人件費等関係分、特別会計人件費関係分として議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号が関連しておりますので一括して説明を求めます。

○寺口貴広職員課長 議案資料5ページを御覧願います。

人件費の補正概要について御説明申し上げます。人件費補正につきましては、各会計にわたっておりますが、ここでは一般会計と特別会計を合わせた総額で御説明申し上げます。

人件費補正総額は4,175万5,000円の追加でございます。内訳といたしまして、市長、副市長、教育長では、給与改定、共済費負担率の確定により48万3,000円の追加、議員では、給与改定、改選などにより139万6,000円の減額、一般職では、給与改定、休業及び早期退職などにより4,266万8,000円の追加でございます。

詳細につきましては、資料に記載のとおりでございます。

人件費の補正概要につきましては以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 この中で休業、あるいは休職による給与ということで1,907万3,000円の減額というふうになっておりますが、この中身について知りたいのと、あと次の早期退職者による給与ということで888万8,000円というふうになっていますが、この人数等も含めて、お答えいただきたいと思います。

○寺口貴広職員課長 まず、休業、休職の関係でございますけれども、こちらにつきましては、当初予算では人件費を計上していたのですけれども、その後、休業、休職に入るなどしまして、給料を減額補正しているものでございますが、内訳としましては、育児休業が7名、病気による休職が3名となっております。あと、あわせまして早期退職の関係でございますけれども、こちらも早期退職によりまして、退職以降の給与を減額するものと併せて、退職手当の支給がありますのでその差引きで追加補正になっているものでございますけれども、今年度の早期退職につきましては、現在のところ6名の早期退職が出ている状況で、今月末にも1名の退職が予定されておりますので、合計7名となっております。

○松浦敏司委員 例えば、この早期退職の中で年代なり、あるいはその退職の理由みたいなものは、わかる範囲でいいのですがお答えいただきたいと思います。

○寺口貴広職員課長 年代につきましては、40歳代が2名、30歳代が2名、20歳代が3名となっております。

ます。

また、退職の理由でございますけれども、健康面によるものが2名、民間企業への転職が2名、個人的な事情によるものが1名、あと、年度当初ですけれども、不慮の事故ですとか死亡という形で退職された方が2名いるというような状況でございます。

○松浦敏司委員 あとは休職している職員、病気で3名ということですが、ここ数年、このところそういった職員、精神的な人も含めてそういった人たちが出ているわけですが、そういった人たちはどのぐらいいるのでしょうか。

○寺口貴広職員課長 先ほど、病気による休職3名ということで申しましたが、3名のうち1名はメンタルが理由でございます。ただ、その職員につきましては復職しておりますので、現在、病気による休職者は2名ですが、2名ともそうしたメンタル疾患ではございません。

○松浦敏司委員 はい、わかりました。取りあえずわかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和5年度一般会計補正予算中、人件費等関係分については、全会一致により、原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

○松浦敏司委員 ちょっと言葉足らずですいません。

ここにも議員の部分がありますので、これはこの中で改定分として68万3,000円と、これは改選に関わってマイナスが207万9,000円ということなのですけれども、給与改定という部分については先ほど条例改正のときに申しましたように、その分については賛同できないということです、そのように取り扱っていただきたいと思います。

○井戸達也委員長 それでは、議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、人件費等関係分については、大方の賛成により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

さらに、特別会計の人件費関係分、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号については、全会一致により、可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

○井戸達也委員長 次に、議案第1号中、防災諸費、避難路照明設備整備事業について説明を求めます。

○八百坂則勝総務防災課参事 議案資料6ページを御覧願います。

令和5年度一般会計補正予算中、避難路照明整備事業について御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容ですが、北海道の地域づくり総合交付金を活用する予定でしたが、不採択となったことから財源を補正するものです。

2. 補正額の(1)歳出予算につきましては、道支出金1,100万円を減額し、市債へ財源補正するものです。

(2)歳入予算の補正後の額は記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○深津晴江委員 質問させていただきますが、まず根本的に不採択になった理由というのでしょうか、ありましたらお知らせください。

○八百坂則勝総務防災課参事 不採択の理由についてでございますが、道の地域づくり総合交付金は、交付税措置のある地方債を利用する事業につきましては、これを満度に充当したとみなした額を控除しまして交付金を算出するものでございますが、このたびですね、活用する緊急防災・減災事業債につきましては、充当率が100%となるためですね、交付金では不採択となったものでございます。

○深津晴江委員 すいません。

よく理解できなかったのですが、根本的に最初から難しかったということなのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 少し事業費も含めて御説明をさせていただきたいと思います。

当初予算は、2,220万で半分が地域づくり交付金で残りをですね、100%起債を充てるということで当初予算として計上させていただきました。

当初は北海道、オホーツク総合振興局では補助申請、内々に前年度から申込みをするのですが、まず受け付けてもらえるという前提で動いておりました。その後、審査の結果なのですが、今、担当のほうからお話あったように2,220万、全て起債充当100%というのは全額、その起債が借りられる

と。さらに、その起債に対しての償還に対して交付税措置、交付税でその部分を見ますよということがありますので、こうしたものが対象にならないというのは、正式に申請書を出した段階で受付できませんという回答があったものですから、今回、12月議会において財源補正をさせていただくものです。

最初から要綱はありますので、これは北海道のほうで、担当者のほうで受理できるということでしたので、そういう予算を組んだのですが、結果的に審査の結果、不採択になったというものでございます。

○深津晴江委員 御説明の内容については、理解いたしました。

例えばですが、今年度、不採択ということなのですが、来年度も難しくなる、来年度とかの見通しというのはそこも難しいってことで、今回、市債で補正予算を組むっていう考えでよろしいですか。

○秋葉孝博企画総務部長 仮にの話ですけれども、同じ事業を来年度にやるとした場合には、今回正式にこれは採択にならないということがわかりましたので、予算組みから道のほうには交付金を要求しませんので、起債全般を充てて事業を組んでいくという形になります。

こうしたメニューについては、今後こちらのほうも申請できませんし、今回、不採択という回答を頂きましたので、同じような事業については、こうした取扱いになるかと思います。

○深津晴江委員 この件に関しては、理解いたしました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号中、賦課業務費、市民税賦課業務費について説明を求めます。

○稲垣一寿税務課長 議案資料9ページを御覧願います。

令和5年度一般会計賦課徴収費補正予算について御説明を申し上げます。

1. 補正の理由及び内容でございますが、地方税法等の改正により、令和6年度から個人住民税と併せて国税である森林環境税を新たに賦課徴収することとされているため、今年度中に市町村の税務システムの改修が必要となり、システム改修に係る経費を追加補正するものです。

2. 補正額につきましては、一般財源319万円を追加しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 ちょっと難しくて、いわゆる国税の森林環境税と個人住民税を併せて賦課徴収するという、この部分がよく私には理解できないのです。もうちょっと詳しく具体的にお話しいただければと思うのですけれども。これそのものに反対とかというのではなくて、ちょっと中身がどういうものなのかなということでもわかりやすくお願いしたいと思います。

○稲垣一寿税務課長 森林環境税は、個人住民税の均等割が課税される方に対する国税として1人年額1,000円の課税となります。

ただ、この年額1,000円でございますが、平成26年度から令和5年度までに復興特別税1,000円が現在、加算されておりまして、令和6年度からそれに変わっての課税となるため、納税者の方の負担額に影響は生じません。

○井戸達也委員長 暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時27分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

それでは、答弁をお願いいたします。

○稲垣一寿税務課長 大変、失礼いたしました。

森林環境税につきましては、国税ということで先ほど説明を申し上げたように住民税の均等割と一緒に市町村が賦課徴収いたします。

賦課徴収しました森林環境税につきましては、北海道を通じて国のほうに納入されます。国のほうに納入された森林環境税につきましては、全額が森林面積、林業就業率、人口等の案分率によって、各自治体に森林環境譲与税として振り分けられるものとなっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 単純な質問です。

いろいろとこういうシステム変更のときにですね、国庫補助がある事業と今回これ一般財源なのですが、私どもで言わせていただければ国の仕組みが変わる中で、やはり補助がちゃんと出てシステムを変更するべきだろうという考え方でいるので、これ市がどうだということではないのですが、この事業によってこういう後で出てくる住民基本台帳のやつはこれ900万全額国庫補助なのですが、これ何か線

引きがあるのですか。

○秋葉孝博企画総務部長 正式なですね、線引きというのはないのですけれども、一般的に税、いわゆる地方で標準的な事業につきましては、大体交付税措置ということで地方財政計画の中に載っております。これについて措置されるというのが一般的です。

ほかのですね、当初、国が予算を見積もったときに予定していなかったとかですね、追加で生じた場合については、国が補助金を交付するというルートだったらおまして、この件につきましてはそもそも来年から始まるというのはあらかじめ決まっておりましたので、この件については交付税措置になっているという状況でございます。

○山田庫司郎委員 理解しました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

それでは、次に議案第1号中、消防組合負担金について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 議案資料の15ページを御覧います。消防費、消防組合負担金の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正となります。

まず、歳出の要因でございますが、人件費では、人事院勧告に基づきます職員給与及び手当の増加などで649万4,000円の追加、物件費・施設費では備品購入費などで268万9,000円の追加、公債費では組合債の償還利子で10万円の減となり、歳出といたしましては、908万3,000円の追加となるものでございます。

続きまして、歳入の要因でございますが、前年度負担金の精算によりまして、繰越金として676万6,000円の追加、諸収入等では、コロナワクチン接種会場救急配備負担金の増などで88万3,000円の追加となり、歳入といたしましては764万9,000円の追加となるものでございます。

歳入歳出の要因を合わせました消防組合負担金といたしまして、143万4,000円を追加するものでございます。

2の補正額でございますが、補正前の額7億2,788万4,000円に一般財源で143万4,000円を追加し、7億2,931万8,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部関係分につきましては、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に議案第1号中、畑作振興対策事業、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金について説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは議案資料1号、10ページを御覧願います。

令和5年度一般会計農業振興費、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金の補正予算について御説明をいたします。

1. 補正の理由及び内容につきましては、農業者団体が行う畑作産地の事情に応じた生産の拡大や生産体系の確立に向けた取組と、労働負担の軽減に向けた農業機械の導入を支援するため、次の経費を追加補正するものです。

内容につきましては、次の11ページの3. 事業実施主体別補助事業内訳表を御覧いただきたいと思いますけれども、ソフト事業といたしましては、①の農業組合と③の機械利用組合が行うてん菜からの転換を行う生産者への助成、それからハード事業といたしましては、省力作業機械として②の生産組合、③の機械利用組合、それから④の機械利用組合が導入をする計7台、それから、てん菜からの転換に必要な農業機械として、③の機械利用組合が導入する計3台の合計10台の導入に対して助成するものとなっております。以上4つの農業者団体のソフト、ハード事業の合計で事業費8,416万1,000円に対して3,840万5,000円の助成を行うものとなっております。

10ページに戻っていただきまして、2. 補正額につきましては、歳出歳入予算ともに記載のとおりで、財源につきましては全額が道補助金でございます。

説明については以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 いわゆるてん菜、ビートですけ

れども、作付面積を含めて縮小の傾向にきつとなっているんだというふうに思うのです。

それで、こういう事業でこの中身を見ますと小豆、大豆、そういうものに転換をしていくという一つの支援なんだというふうに単純に思っているのですが、網走の場合、令和5年度の実績としてやっぱり、てん菜の面積っていうのは大分減ったのか、それと来年度でいきますと、その辺の動きっていうのはどうなっているのか、できれば教えていただきたいと思うのですが。

○佐藤岳郎農林課長 令和5年のてん菜の面積についてでございますけれども、前年と比較をいたしますと減少はしているのですけれども、大きな減少とはなっていない状況です。

なお、今後の作付の面積についてもですね、大豆がかなり大きく増えておりますので、その大豆のほうにですね、シフトしていく、それは、ほかの三品ともにということで、大豆にシフトするということで、てん菜に直接イコールではないのですけれどもそういった形で捉えているところでございます。

○山田庫司郎委員 そうしたら、令和6年もそんなに動きはないというふうに考えていいのか。それで今の説明でいきますと大豆にスタンスやっぱり多くなっているよという説明だったのかなというふうに思うのですが、そういうことですか。

○佐藤岳郎農林課長 令和6年についてはですね、今後の営農計画等で協議はされていくと思いますけれども、やはりてん菜ですね、肥料もかなり資材費の中で25%ほど肥料等に係る経費となっておりますので、そちらは敬遠される、きらいがあるということで話は聞いておりますので、今後やはり減少傾向になるのかなというふうに考えております。

○山田庫司郎委員 わかりました。

全体の計画の中での動きも一つありますし、輸入とかいろいろなことも含めたトータルの考え方が一つスタンスになっているのは理解するのですが、ぜひ網走がどういう作付の方法と、これは基準なり規制が来れば、これに従わなきゃならないところも出てくると思うのですが、ぜひ来年度以降も含めてですが、農業がどういうふうになるか非常に心配な部分もありますので、ぜひ原課としてしっかり対応含めてしていただきたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○深津晴江委員 中事業名で緊急支援って、緊急っていうふうに入っているのですが、今回、このよう

にこのこと自体が緊急なのかと思いますと、決してそうではないのかなというふうに思うので、全体の計画の中での今回の補正予算というところではどのように考えたらいいかお知らせください。

○佐藤岳郎農林課長 本事業の名称についてですけども、国の補助事業のメニューとなっておりますので、例年いろいろな名称が変更になったりとかっていうのもありますけれども、補正での対応ということも含めてこういう緊急という名前がついているのかなというふうに考えております。

○深津晴江委員 例えば、畑作の種目の違いですとか、あと労働負担の軽減というところについてハード面もやっていきますというのはとても理解できますし、ぜひ進めていただきたいところではあるのですけれども、今後の見通しとして私としましては、何となくこの補正、補正で来ている部分もあるのかなと思うのですけれども、もっと年間の当初計画でやったらいいのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 TPP対策も含めてですね、国のほうでこういうような補正という形で対応していると思うのですけれども、以前にもほかの議員さんからもお話がありましており補正になると期限が短いすとか、そういった問題も抱えておりますので、やはり私どもとしてもですね、当初からきちんと、これを組み込んでいってということをしてほしいとは思っているのですけれども、なかなかそれは仕組み上、なっていないのかなということで考えてございます。

○深津晴江委員 わかりました。

いろいろなタイミングというのがあるのかなというのには理解いたしました。

あとは、第一次産業はとても本当に大事なところですので、農業のところを充実させていくという意味では、今、地球温暖化というところで様々なことをやっていますが、例えばですが、青森県りんごの産地ですが、もう既に作物の変更をしているというような話があったりしますので、その点、網走でも何かその気候変動に伴ってのというところでの計画などがありましたら、お知らせいただければと思います。

○佐藤岳郎農林課長 網走についてはですね、やはり畑作三品を基本として営農しておりますのでこの間ですね、やはり、いろいろな気候変動等に伴ってですね、品種改良等も行われてきておりますし、非

常に安定した生産量、所得を誇っているのかなとも考えておりますので、引き続き、これに豆類も加えた三品プラスアルファという形で営農は続いていくのかなというふうに考えております。

○深津晴江委員 それでは、当市としましては、畑作四品で進めていくというふうに考えていらっしゃるということで捉えてよろしいでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 畑作三品がこれからも基本となっていくというふうに考えております。

○深津晴江委員 三品プラスアルファでやっていくということですね。

安定した供給というところはとても心強いところではありますので、ぜひその継続をお願いしたいと思います。そのための支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に議案第1号中、沿岸漁業振興事業、網走港密漁監視カメラ整備事業補助金について説明を求めます。

○渡部貴聴水産漁港課長 議案資料12ページを御覧ください。

令和5年度一般会計補正予算、漁業振興費、網走港密漁監視カメラ整備事業補助金について御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容であります。網走漁業協同組合がしおさい公園に整備します網走港密漁監視カメラに対しまして、北海道の地域づくり総合交付金が交付されることとなったことから市を通して補助しようとするものでございます。

2. 補正の額であります。施設整備に対する補助金としまして250万円追加するものでございます。財源としましては、道補助金200万円、一般財源50万円となっております。

以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○深津晴江委員 確認させていただきたいのですが、設置の場所、網走港のどこなのか。しおさい公園の例えばどっち、何ていったらいいのでしょうか。具体的にどんな被害があって、何というのでしょうか、そこを監視するためにつけるということですよ。

○渡部貴聴水産漁港課長 今回のですね、密漁監視

カメラの目的なのですけれども、しおさい公園のですね、海側に設置をいたします。コンクリートの柱をつけて、高さ約10メートルの箇所にはカメラを設置しますが、そうすることによりまして、沖合にいるサケの遊漁船、今ライセンス制で遊漁をやっていますけれども、そこまで監視をすることができます。

当該箇所につきましては、一応ライセンス制がしかれておりまして9月1日から9月30日の間、遊漁船が入漁することができますけれども、その箇所はカニのですね、カニ籠漁等の漁場、それとタコの漁場と重複していることですから、その漁具被害を未然に防止、それから監視する目的でつけております。

あわせまして、しおさい公園に設置することによりまして、網走港内、あそこは河川の禁漁区域、それから当市で条例を設けました港湾区域内の進入禁止区域も一望できるということから、そちらも併せて監視をするために今回、設置をいたします。

○深津晴江委員 目的などについては理解いたしました。

はい、わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 これは負担金補助及び交付金ということになっているのですけれども、いわゆるこの事業の総額といいますか、幾らぐらいになって、そのうちのこの一定部分を負担するということなのだろうと思うのですがその辺、お伺いします。

○渡部貴聴水産漁港課長 総事業費440万円となっております。

内訳につきましては、道が200万円、市が50万円で補助残190万円が漁協の負担となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也委員長 それでは、次に議案第8号網走市公の施設に係る指定管理者の指定、網走市農業総合管理センターについて説明を求めます。

なお、議案第1号債務負担行為補正が関連しておりますので併せて説明をお願いいたします。

○佐藤岳郎農林課長 網走市公の施設に係る指定管理の指定について御説明申し上げます。

資料4号を御覧願います。資料36ページの上から3段目、網走市農業総合管理センターにつきまして、令和5年11月8日に開催いたしました指定管

理者合同選定委員会におきまして、網走市農業総合管理センターは、地域の農業に関する情報の集積、実習、研修など、農業技術の取得の総合拠点の施設という機能を持っており、また、試験研究に使用されている施設の設置目的、それから、東京農業大学寒冷地農場と併設していることから、令和6年から令和8年の3年間につきましても、引き続き、学校法人東京農業大学を指定管理者の候補として選定をしたところでございます。

また、議案第1号の債務負担行為の補正中、2段目になりますけれども、網走市農業総合管理センター管理委託料の債務負担限度額は、令和6年から令和8年までの3年間で993万円となっております。

説明については以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に移ります。

議案第8号中、レイクサイドパーク・ののろについて説明を求めます。

なお、議案第1号債務負担行為補正が関連しておりますので、併せて説明をお願いいたします。

○渡部貴聴水産漁港課長 議案資料36ページ、資料4号を御覧ください。

令和5年度網走市一般会計補正予算中、水産漁港課所管分の指定管理者に管理を行わせる施設及び債務負担行為額について御説明申し上げます。

資料の表4段目、農林水産部の下段、レイクサイドパーク・ののろにつきましては、指定管理者を公募による総合点数方式で選定することとし、10月2日から10月31日までの期間に募集を行いました。

その結果、1社の募集がございまして、令和5年11月8日開催の指定管理者合同選定委員会におきまして、応募のありました1社からプロポーザルを受け、経営方針、管理体制、経営改善意欲、会社安定度を評価対象としまして採点した結果、基準点を満たしましたことから、網走市南7条西4丁目6の2、株式会社そうけんを指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担限度額は6年間で1億1,057万4,000円となっております。

なお、物価や人件費の上昇など指定管理者における経営上のリスクも考えられますことから、3年目に経営状況のヒアリングを行うものとしまして、経

営の見直しの必要性が生じた場合は、協議することとしております。

以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 確認です。

他の収入の169万というのは、これ何ですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 こちら他の収入というのはレイクサイドパークの中で例えばですが、洗艇機、それからテントの貸出し、それから、レンタルのパークゴルフ用品等のそういうようなものが他の収入という形です。あわせて、売店がございまして、軽食とかですね、若干のキャンプ道具等も売っていますので、それが他の収入となっております。

○山田庫司郎委員 はい。わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、農林水産部関係分について、議案第8号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての農林水産部関係分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩をいたします。

再開は、11時といたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に議案第1号中、路線バス等対策事業、生活交通路線維持対策事業について説明を求めます。

○中村幸平商工労働課長 議案資料13ページを御覧ください。

令和5年度一般会計補正予算、公共交通対策費、生活交通路線維持対策事業について御説明申し上げます。

1. 補正の理由及び内容ですが、物価高騰の影響を受け、事業者の経営状況が悪化していることから、地域公共交通における路線バスの運行を維持するため、事業者への支援として補助金等の必要な経費を追加補正するものです。

経費の内訳ですが、運航に係る負担金及び補助金

として、合計6,046万5,000円でございます。

今回の対象となる経費としましては、三つの路線部門に関するものとなり、1つ目として、網走バス株式会社が運航する常呂線及び常呂栄浦線について、北海道が実施している生活交通路線維持対策事業の対象として、本来地域分は網走市、北見市及び網走バス株式会社が構成する協議会が補助しておりますが、今回、バス事業年度における1日当たりの輸送量が北海道の補助対象となる基準を下回り、北海道の補助分が減額となったため、地域負担分が増額しており、そのうちの網走市負担分を追加するもので金額は124万7,000円分です。

2つ目として、網走バス株式会社が運航する小清水線につきまして、この路線も、北海道が実施します生活交通路線維持対策事業の対象でございますが、同じくバス事業年度における1日当たりの輸送量が北海道の補助対象となる基準を下回り、北海道の補助分が減額となりましたことから、地域負担分が増額しており、そのうちの網走市負担分を追加補正するもので金額は32万6,000円です。

3つ目として、市内バス路線維持費補助金として、網走バスが運行している市内線につきまして、事業年度における負債残額を支援するため追加するもので、金額は5,889万2,000円です。

2. 補正額(1) 歳出予算ですが、補正前の額が4,121万3,000円、今回の補正額が6,046万5,000円で補正後の額は1億167万8,000円としようとするものでございます。

(2) の歳入予算は、常呂線及び常呂栄浦線に関する負担金につきましては、財政調整基金から124万7,000円分を充当し、小清水線及び市内バス路線維持に関する補助金につきましては、ふるさとのもちづくり基金から5,921万8,000円を充当することとし、補正前の額、今回の補正額、補正後の額につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 確認だったのですが、道の補助対象を下回ったと聞いたのですが、何人ぐらいになったから、もう自分たちで負担するというふうになったのでしょうか。

○中村幸平商工労働課長 北海道の補助金に関しまして、基準となりますのは1日当たりの輸送量が10人を下回った場合というのが基準となっております。

います。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 今の説明を聞きますと、常呂線、常呂栄浦線、また小清水線含めて、今言われましたその道の補助基準を下回ると、1日10人以下になったってということだというふうに思うのですが、その金額とですね、路線運行のやっぱり支援ということで5,800万ぐらい入っているという説明でよろしいですね。

○中村幸平商工労働課長 委員御指摘のとおりでございます。

○山田庫司郎委員 非常にバスの運行もですね、非常に厳しい。どこバスも一生懸命頑張っているというふうに思うのですが、これが年間通してどういうふうに精算したときになってくるかというのは一つ見極めなければならないと思いますが、つくしヶ丘線を含めて減便をしながら、運営もしている状況も一つありまして、大変厳しいだろうとこんなふうに今、認識をしています。

そういう意味で約5,800万、路線バスへの支援ということで、今回、盛り込まれている補助内容ですから、大変厳しいがゆえに私は良いことだろうとこんなふうに思うわけですが、ただ、前もいろいろな機会があれば質問もさせていただきましたが、どの事業者にも言えることなのかもしれません、特に公共交通、運転手さんが非常に不足をしているということで非常にシビアな状況になっているということも、原課としても押さえているのだろうというふうに思います。

ぜひ、申し込み等もあるのですが、例えば、短期間の間でも住むところがございますかという問合せ等も何かあるようですから、ぜひ、前の一般質問の中でもちょっと私は触れましたけれども、市がやることではないかもしれませんが、直接は。ただ、どういう形でバックアップできるかという意味では、いろいろなその空き家も含めた対策をいろいろ工夫しながら、そういう方法に使う形もですね、一つあり得るというふうに思いますので、ぜひ金額での支援ももちろんですが、いろんな意味での多角的な支援も含めてですね、原課のほうに大変でしょうけれども、お願いをさせていただきたいと思います。

以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○石垣直樹委員 バス事業に関しては札幌でさえ、

人手不足で減便がされているという状況なので本当に大変かと思いますが、今回この説明を聞きますと、負担金と補助金とございます。常呂線、小清水線に関しては負担金で市内の路線バスに関しては補助金という考えでよろしかったですか。

○中村幸平商工労働課長 委員御指摘のとおり、常呂線につきましては負担金、こちらにつきましては、もともと、国鉄、鉄路からバス転換になったときの転換交付金というものがございまして、そちらを原資にしました基金というものを財源としてバスの運行してきているところでございます。

その基金の取扱いの部分につきましては、先ほど申し上げましたが、網走市、北見市、そして網走バスの3者で構成します協議会を構成しております。そこへ負担金という形で、一度、お金を預けた形、入れた形で網走市分、北見市分の予算をそこで確保した上で、バス事業者の運行支援に充てているというところで、内容といたしましてはいずれも運行の支援分というところでございます。

○石垣直樹委員 はい、わかりました。

説明の中で、物価高騰の影響を受けてこの事業が行われたと書かれておりますが、今回これは事業者から申出があった事業なのか、網走市との協議の上で行われた事業なのか、経緯はどのような形になっていますか。

○中村幸平商工労働課長 まず、路線バスに関する支援につきましては、これまでも、郊外線を中心に支援は国や北海道の補助金を合わせて、市のほう自治体としても支援をしてきたところでございます。

その上で物価高騰、またコロナ禍がございましたところ、会社の収益を上げられる部門の稼働が非常に厳しい状況になったということでまず、事業者のほうから御相談を頂いているところでございます。

これまで国、道、自治体の補助金を活用しながら、また、収益部門でのプラス分を赤字といいますか、こういった路線バスの維持の部分にも、相殺する形で事業を行っていただいているところではありますが、そういったところの影響がまずはコロナ禍、そして物価高騰、人件費高騰というところの影響が非常にここ数年の部分として大きくなっていると、そのような部分で現状の経営状況では、非常に路線バス自体、現状の地域公共交通として維持していくのが厳しい部分があるというところを今回、お話が出てきたところでございますが、これまでも同じように支援の在り方というところは協議してい

るところであり、今後も同様に、地域交通をどのように維持していくかというところで考えているところでございます。

○石垣直樹委員 コロナ禍があつて、物価高騰があつて人件費も増大している中で収益が厳しい部分というお話ございましたが、これ路線バスの不採算というのは、過去どれくらいから続いているのか、現状に至るまで続いてきているのですかね。

○中村幸平商工労働課長 まず、路線バスの赤字状況につきましては、基本的に路線バス単体で黒字になっている部分はないと承知しております。

この部分を、収益部門を持っている網走市の場合は網走バス株式会社様ですが、都市間交通貸切りバスといった部門での収益を上げられる部門があるという部分がございます、その部分が事業者側の非常に努力いただいていた部分かと捉えております。

○石垣直樹委員 路線バス、市内路線バスにおいてもなかなか収益性が厳しい中で、今までも継続して運行していただいているということを確認させていただきました。

ただ、今回こういった形で補助金を出して支援をしていくということになると、来年度以降もこの事業が続いていくのか、お考えをお示してください。

○中村幸平商工労働課長 先ほども申し上げましたが、まず、地域公共交通の位置づけというものが欠かせないものであるというところは共通の認識であるかと考えております。

その上で、これまでも、国、北海道、そして自治体の支援を入れながら、地域の足という形で支援を行っていた経過がございます。

今回、事業者の事業経営状況が非常に厳しい状況になっているという点も踏まえまして、必要な支援というのは、今後も発生するものと捉えておりますが、12月4日から減便のダイヤですとか、あるいは人件費、人繰りの関係ですとか、そういった様々な課題がありますので、事業者と経営状況、そして経済情勢なども鑑みながら、協議を行い、必要な支援は行っていくと、そういう形で考えております。

○石垣直樹委員 バスはなくなったら困るものなので、公共交通としてしっかり守っていかなければいけないという認識でございますので、今後とも、必要な支援をできる限りしていただいて、できれば、単体での経営の改善が図ればいいのですけれども、人口減に伴ってなかなか難しい部分もあると思いますので、どこバスの今後の発展も含めながら

総合的に支援していければと思っております。

私からは以上です。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也委員長 それでは次に、議案第8号網走市公の施設に係る指定管理者の指定、網走市勤労者総合福祉センターについて説明を求めます。

なお、議案第1号債務負担行為が関連しておりますので、併せて説明をお願いいたします。

○中村幸平商工労働課長 網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案資料の36ページ目、資料4号を御覧願います。

上から2段目の網走市勤労者総合福祉センターにつきまして、令和5年11月8日に開催しました指定管理者選定委員会におきまして、現在の指定管理者であります公益社団法人網走市シルバー人材センターが高齢者の就業支援を行う公益的団体であり、また、平成15年に市が当該施設の購入譲渡を受ける以前から、施設の管理を行ってきた経過もあることから、令和6年度から令和11年度までの6年間につきましても、引き続き指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担限度額は6年間で3,040万2,000円でございます。

なお、委託期間の3年目には、経営状況のヒアリングを行うものとし、経費の見直し等について必要が生じた場合は、協議することとしております。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に議案第8号中、天都山展望台・オホーツク流水館について説明を求めます。

なお、議案第1号債務負担行為補正が関連しておりますので、併せて説明をお願いいたします。

○井上博登観光課長 網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

資料4号を御覧願います。資料の36ページ目の上から5段目の天都山展望台・オホーツク流水館につきまして、11月8日に開催しました指定管理者選定委員会において、オホーツク海の流水と名勝天都山について広く紹介、あわせて本市観光振興に資す

ることを目的とした施設であることから、指定管理者は当該施設の管理のみならず、当市観光振興の先駆者的な立場で事業を推進することが求められるため、その目的で市が大きく関与して設立しました株式会社網走観光振興公社による管理運営が望ましいと考えられることから令和6年度から8年度の3年間につきましても、引き続き株式会社網走観光振興公社を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担限度額は3年間で2億7,000万円でございます。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 ちょっとこれも確認させてもらいますが、他の収入、これはきっとテナント料だと勝手に解釈していますが、もしそうだとすればですね、今レストランがなかなか、いろいろ事情がおありのようで、まだ開店になっていないような話もちょうと耳にしているのですが、これは、出来上がった段階でレストランは稼働し出すのだらうというふうに思うのですが、令和6年度以降の部分については、レストランのテナント料、他収入の中にこれも入っているのですね、加味されているというふうに考えてよろしいですか。

○井上博登観光課長 その他の収入に関しましては、こちらはソフトクリームの販売収入が基本、中心になっておりまして、テナントの使用料につきましては、直接、市のほうが収入を受けまして、そういった中で委託料は別に支払いしているというような仕組みになっております。

○山田庫司郎委員 すみません。私の認識が間違っていてまして、大変申し訳ない。ソフトクリームですか。こんなに金額があるのですね、ありがたいことです。

そうしたら、直接売店等も含めた今度レストランを設けたとすれば、テナント料は市のほうに入るということで、ここには表れてこないということですよ。

はい、わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部関係分について、議案第8号網走市

公の施設に係る指定管理者の指定についての観光商工関係分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第1号中、市営住宅建設事業、市営住宅解体事業について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料1号の14ページを御覧願います。

令和5年度一般会計住宅建設費、市営住宅解体事業の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、国の補助金を活用し、市営住宅の解体を前倒して実施するため、次の経費を追加補正するものであり、経費使途は、市営住宅解体に係る工事費で金額は1,100万円を計上するものであります。

補正額であります、新たに1,100万円を補正するもので、財源内訳及び歳入予算については、記載のとおりであります。

以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 こちら、前倒しということで追加補正が上がっていたのですけれども、解体しているところは、潮見の団地でしょうか。それとも、つくしのところ、これ、前倒しということで、これはもうやっちゃえば、来年度は解体の予定はないということですか。

○小原功建築課長 今回、解体いたしますつくしヶ丘3丁目の解体につきましては、従前2階建てのブロック造りの長屋5棟がございました。これにつきましては本年夏までに3棟の解体を終えているところ です。

予定といたしましては、次年度に残りの2棟を解体する予定でありましたが、今回交付金が使えなくなったものですから、前倒しして1棟だけ解体することとしたものでございます。

○澤谷淳子委員 まだ、もう1棟残っていてそれは来年度また予算計上して解体するということですか。

○小原功建築課長 これから次年度の予算に向けての検討になりますが、原課といたしましては、次年度に解体したいというふうに考えているところでござ

います。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也委員長 それでは、次に議案第8号網走市公の施設に係る指定管理者の指定、みなと観光交流センターについて説明を求めます。

なお、議案第1号債務負担行為補正が関連しておりますので、併せて説明をお願いいたします。

○高橋勉港湾課長 議案資料の36ページ、資料4号を御覧願います。

令和5年度一般会計補正予算中、建設港湾部所管に係る指定管理者に管理を行わせる施設の債務負担行為の補正及び、網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。

指定管理者合同選定委員会におきまして、下から3段目のみなと観光交流センターの管理業務につきましては、施設の維持管理のほか、来客に対する観光案内業務が含まれており、観光案内業務の実績があり、観光に関する知識、情報を有していると評価いたしまして、令和6年度から令和8年度の3年間に つきまして、引き続き、一般社団法人網走市観光協会を指定管理者の候補者として選定したところで す。

また、その際の管理委託料の債務負担行為限度額は3年間で344万4,000円となっております。

説明は以上です。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係分について、議案第8号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての建設港湾部関係分については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

○井戸達也委員長 次に、議案第9号財産の取得について説明を求めます。

○澁谷一志都市管理課長 議案資料37ページ、資料5号を御覧ください。

財産の取得について御説明いたします。取得いた

します財産は、市が所有し、除排雪業務委託業者へ貸与している作業用機械のうち、小型ロータリー除雪車1台でございます。

取得理由ですが、除雪事業者の車両更新に係る経済負担を軽減し、安定的な除雪体制を維持するため、地方単独事業の緊急自然災害対策防止対策事業を活用し、車両を取得しようとするもので、取得する財産の概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。

令和5年11月16日に指名競争入札を行い、落札者と仮契約を交わしておりまして、取得金額、相手方は資料に記載のとおりでありますことから、網走市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を頂いた上で、本契約を行おうとするものです。

なお、納入期限につきましては、令和7年3月14日でございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 指名競争入札ですが、何社指名されまして、入札を終えたのか。また予定価格との乖離は。教えていただきたいと思います。

○澁谷一志都市管理課長 指名の業者につきましては2社でございます。予定価格に対して、落札の割合なのですが、98.12%となっております。予定価格が3,116万5,200円に対して、落札した金額が3,058万円となっております、落札率98.12%となっております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○澤谷淳子委員 大分、小型ロータリー除雪車の更新って何台か来ているのですけれども、もうこれで小型ロータリー除雪機の更新はもうこれでもうありませんか。まだあるのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 現段階では、小型ロータリーにつきましては、今回が一応更新というか取得するのは最後なのですが、これからですね、当然、官貸車両もですね、古い車両もございますので、またこれらにつきましては、更新計画に基づいていろいろな車種の取得を考えております。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 納入期限が令和7年3月14日というふうになると、この冬と来年の冬は間に合わないというふうになるんですけれども、この納入期限がもうちょっとこう、前倒しになることはないのでしょうか。例えば少なくとも、来年の冬は何とか途中

からでも間に合うというようなことはないのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 今回、議決を頂いた上で本契約をいたします。小型ロータリーという特殊車両ということもございますので、できるだけ早い段階の納入は目指しておりますが、今の現段階では、来年度のシーズン前っていうのは、なかなか厳しい状況にはなっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第9号財産の取得については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定いたしました。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○井戸達也委員長 再開いたします。

ここで、観光課長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

○井上博登観光課長 先ほど、山田委員から御質問あった件のちょっと確認だったのですけれども、すみません。私のほうで委託料、指定管理委託料以外のその他収入という認識でちょっと発言していたのですけれども、山田委員がおっしゃっていたのは、資料にありますその他収入の372万円の件でしたかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

申し訳ございません。

こちらにつきましては、テナントに入っている方たちが使用する光熱水費等の共益費の分ということになりますので、ちょっとソフトクリームは、ここという料金収入の部分になるのですけれども。申し訳ございません、訂正させていただきます。

ソフトクリームの販売につきましては、こちらで得た料金収入の欄にかかっているものになります。

○井戸達也委員長 ただいまの答弁を受けて、質疑等ございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、理事者入替えのため暫時休憩いたしま

す。

午前 11 時 30 分休憩

午前 11 時 40 分再開

○井戸達也委員長 それでは再開いたします。

次に議案第 1 号中、庁舎整備事業、庁舎建設事業について継続費補正が関連しておりますので併せて説明願います。

○遠藤崇哲新庁舎開設準備室参事 議案資料 7 ページを御覧ください。

令和 5 年度一般会計補正予算、庁舎整備費、庁舎建設事業の歳入歳出予算の補正と継続費の補正につきまして御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容でございますが、新庁舎の建設工事請負契約金額が賃金水準及び物価水準の変動に応じて増額となることから、工事費を追加補正するものであります。

なお、工事費の追加に伴い既に設定している継続費の年割額を変更するものでございます。

追加補正する内容としましては、新庁舎建設に係る工事費として 1 億 3,000 万円を計上するものでございます。

2. 補正額の歳出歳入予算並びに財源内訳につきましては、本表に記載のとおりでございます。

次に議案資料 1 ページ中段、2. 継続費の補正を御覧ください。

既に令和 4 年度から令和 6 年度で設定している継続費の年割額を令和 5 年度 1 億 3,000 万円の追加、令和 6 年度 7 億 9,300 万円の追加、合わせまして 9 億 2,300 万円を追加し、年割額を変更するものでございます。

次に、議案資料 8 ページを御覧ください。

3. 継続費の内訳についてでございますが、令和 5 年度補正前額 17 億 5,780 万円を 1 億 3,000 万円追加し 18 億 8,780 万円に、令和 6 年度補正前額 22 億 1,360 万円を 7 億 9,300 万円追加し 30 億 660 万円に、合わせまして令和 4 年度からの合計は補正前額 52 億 2,800 万円を 9 億 2,300 万円追加した 61 億 5,100 万円とするものでございます。

なお、令和 5 年度に追加する 1 億 3,000 万円の内訳は、建築工事が 9,000 万円、外構工事が 3,000……失礼いたしました。建築工事が 9,800 万円、外構工事が 3,200 万円、令和 6 年度に追加する 7 億 9,300 万円の内訳は、建築工事が 7 億 7,760 万円、外構工事が 1,540 万円となり、合わせまして 9 億 2,300 万円を追加するものでございます。

これにより、令和 4 年度を含めた建築工事費の見込みでは、48 億 6,600 万円から 57 億 4,160 万円に、外構工事費の見込みでは 2 億 8,900 万円から 3 億 3,640 万円に、これに建築工事監理業務委託費 7,300 万円を加えた 61 億 5,100 万円となります。

なお、財源内訳は本表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○松浦敏司委員 相当、当初の予定よりも金額が増えているということで、この後も増える可能性があると思うのですよね。その辺は、見通しとしてはどうなのでしょう。

○遠藤崇哲新庁舎開設準備室参事 建設工事の今後の見通しについてでございますが、今回提案させていただきました金額は、現在の価格に基づくものでございます。

来年 2 月になれば、新たな労務費が国土交通省より発表されます。さらに、今後も価格改定が行われるものもあると想定されます。

そのような中で来年、令和 6 年 4 月以降に施工する部分もありますことから、契約金額では、施工が困難であると施工者側から申し入れがあることも想定されます。

しかしながら、今回、受注者側とは、早く資材や労務者の手配を行い、今回の追加金額以上にならないよう努めてもらうことで協議をしております。

市、受注者ともに同じ考えに立って、今後も工事を進める考えでございます。

○松浦敏司委員 これからも増える要素があるということで、ただ途中でやめるわけにもいかないわけですから、できるだけね、支出は少ないほうがいいのでそれに努めていただきたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。

議案第 1 号令和 5 年度網走市一般会計補正予算中、新庁舎開設準備室関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたしました。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前 11 時 46 分休憩

午前 11 時 47 分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、要請 3 件について審査をいたします。

要請については、2 回の定例会が経過しても結審に至らない場合は、審議未了、廃案となります。

それでは、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出要請について審査をいたします。

この要請について、皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○石垣直樹委員 ゼロカーボン北海道の実現に対する要請でございますが、広大な自然を有する北海道として、またゼロカーボンの先進地となつてほしいと個人的に思っておりまして、その基幹となる森林・林業・木材産業に関する充実強化は、これは採択すべきであるというふうに考えます。

○井戸達也委員長 ほかに御発言願います。

○立崎聡一委員 私どももまずは採択ということでお話したいと思います。

ゼロカーボンもそうですし、やはり北海道、林産業というのは、大変重要なものだと思っていますので、そこは採択でお願いしたいなというふうに思います。

○井戸達也委員長 採択という意見がございます。

ほかに、御発言なりいただける方、お願いいたします。特に、不採択の……よろしいです、どうぞ。

○松浦敏司委員 ここにクリーンラーチいう目新しい言葉、ちょっと調べてみるとこれらのカラマツの品種改良をしたもので二酸化炭素の吸収が 2 倍ぐらい、他のカラマツより 2 倍ぐらいというお話もあって成長もいいと。ネズミ、食害にも遭わないというような、遭いにくいというようなことも書いてありました。

そういう意味では、必要なことかなというふうにも思いますし、今の CO₂削減という点では、必要なことかなというふうに思いますので、採択でよろしいと思います。

○井戸達也委員長 採択の御意見だけがございしますが、ほかに不採択、どうしても継続という形の方がおられましたら、発言願いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出要請

については、全会一致により、採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○井戸達也委員長 次に、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書提出要請について審査を行います。

皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○石垣直樹委員 北海道弁護士連合会から来ている要請でございますが、書かれているとおり、冤罪に関わる再審に時間がかかり過ぎると、北見で起こった事件に関しても、無罪が確定するまでに 34 年かかっていると。これは法改正を含めてルールを変えていかないと、本当に人生を無駄にしてしまいますので、現場で起こっている不都合はしっかりと直していくべきだというふうに思っております。

採択で。

○松浦敏司委員 ここで言っている日本の再審っていうのが非常に難しい制度でありまして、そういう意味では、以前からこのことを指摘されておりました。

今現在、袴田事件もそうですけれども、様々な、いわゆる警察による一方的な自白強要によって、無罪の人が有罪にされて死刑というようなことで大変苦しんできた。袴田さんに言わせると一生を台無しにしたようなものでありますし、そういったことからするとこの再審については、やはり見直しをする必要があるということを以前から言われていますので採択をお願いします。

○井戸達也委員長 ほかに御発言ございますか。

○山田庫司郎委員 私たちの会派もですね、今松浦委員からもあったように袴田さんの再審の中身も含めてですけれども、警察の資料が公開をされないとか、しなくてもいいとかいろいろともめているようですし、ここに書いてあるように、やっぱり捜査機関が保管をしている全ての資料については提出すべきだという、ここ文面にもありますようにですね、再審は非常に時間がかかることと、再審になっても非常に時間がかかることも含めてですね、ぜひこれを採択して改正をすべきと、こういうふうに思います。

○井戸達也委員長 ただいま、採択の御意見だけがございしますが、不採択、やむを得ず継続とい

う方がおられましたら発言願いたいと思います。
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書提出要請については、全会一致により採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をさせていただきます。

○井戸達也委員長 次に、パレスチナとイスラエルの市民を狙った全ての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める意見書提出要請について審査を行います。

皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 私どもが要請したものですけれども、数字的に当時は1万4,000人ということですが、もう既に1万5,000人を超えております。その約4割が子供たちというふうに言われていて、一時、4日の停戦が結ばれて人質の開放も進んで一週間ほど停戦が続いたということは歓迎していたのですが、また始まって今ひどい状況になっていて、イスラエルの軍の報道官は、殺害した戦闘員や民間人の比率が1対2だというふうに認めて、大変いい割合だというような発言もされて、国連の事務総長報道官はこれに対して、「我々はそのような比率を出していない。発言は控え目に言っても悪趣味だ。」というふうに言っております。

こんなふうに、戦争というのはやはりどんなことを何というか、どんな理由があってもこういうふうに戦争が起きてしまえば、何が何だかわからなくなり人間としての本来の正義とか、あるいは人道といったものも狂わせてしまうということで、そういう意味では、1日も早くこの戦争が終わるように願う。それはやっぱり、日本の国からも我々この地方からも、こういう声を上げることによって伝わるのだというふうに思いますので、ぜひ採択でお願いしたいと思います。

○井戸達也委員長 ほかに発言ございますか。

○石垣直樹委員 今回のパレスチナとイスラエルの市民を狙った全ての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める意見書でございますが、この件に関しましては、本当に歴史的、宗教的に様々な、複雑

な問題が絡み合っていて調べていくと、とても理解しがたい部分もあるのですが、今回のこの件に関しましては、ガザ地区よりハマスがイスラエルに向けてミサイルを打ち込んだと、約5,000発と言われているとありますが、即時にこの人道的休戦を求める意見書に関しては採択すべきだというふうに考えております。

○井戸達也委員長 ほかに。

○深津晴江委員 やはり、いかなる理由があっても命の危険にさらされている、それは、やはり即時停戦を求めるべきものだというふうに考えていますので、会派としましては、採択でお願いしたいと思います。

○井戸達也委員長 採択という御意見でございますが、ほかに不採択、もしくは、やむを得ず継続という御意見の方おりますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

パレスチナとイスラエルの市民を狙った全ての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める意見書提出要請については、全会一致により採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をさせていただきます。

ここで、意見書案配付のため暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後0時01分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

意見書案の内容を確認していただきたいと思います。

内容についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出要請、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書提出要請、パレスチナとイスラエルの市民を狙った全ての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める意見書提出要請につきましては、委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程し、意

見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後0時03分再開

○井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、所管事務調査について協議をいたします。

それでは、網走市パートナーシップ宣誓制度の導入について説明を求めます。

○佐々木司企画調整課長 網走市パートナーシップ宣誓制度の導入について説明を申し上げます。

資料1号を御覧願います。

1. 導入の目的でございますが、性的マイノリティーの方の生きづらさの軽減を図るため、誰もが性別や性自認、性的指向に関わらず多様な選択ができるよう「網走市パートナーシップ宣誓制度」を導入するものです。

2. 制度の方向性でございますが、(1) 周辺自治体との連携では、東オホーツクの定住自立圏を構成する自治体で同一内容の要綱を制定、手続を共通化し、いずれの市町においても手続が可能な体制の構築を目指します。

(2) 道内先行導入自治体との連携では、転居時の負担軽減のため、転居先において宣誓の事実を継続する体制の構築を目指します。

3. 制度の概要でございますが、(1) 制度の運用開始は、令和6年4月を予定しております。

(2) 制定要綱、ア. 対象者でございますが、資料に記載の①から⑥までの要件全てを満たしている方を対象といたします。

イ. 宣誓の方法でございますが、必要書類を持参し、自治体職員の面前で両者そろって宣誓書へ署名をしていただくことといたします。

なお、宣誓時は、戸籍上の性別と異なる性自認を持つ方の通称名の使用を可能といたします。

ウ. 交付するものでございますが、宣誓された方には、資料に記載の①から③までのものを交付いたします。

エ. 子の氏名の記載ですが、希望により、宣誓者の一方又は双方と同居する同一生計の未成年の実子又は養子との関係性を受領証に記載することといた

します。

4. 宣誓者が利用できる行政サービスでございますが、①住民票の続柄変更では、同一世帯の場合、パートナーの続柄を「縁故者」と登録できるようにいたします。

②市営住宅への入居では、パートナーとの入居申請を可能といたします。

③水道使用の届出では、使用者本人又は同居家族のみ届出できる水道使用手続について、同居のパートナーを家族と同一の取扱いといたします。

④両親学級への参加では、両親学級へパートナーが参加できるようにいたします。

5. 今後の予定でございますが、本年12月下旬からパブリックコメントを実施いたします。

明年1月下旬に寄せられた意見を集約し、2月中旬に要綱を策定、2月下旬に定住自立圏構成自治体と協定を締結し、3月上旬から道内先行導入自治体との連携協議を始めてまいります。

説明は以上でございます。

○井戸達也委員長 それでは、ただいまの説明で質疑等ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、この件につきましては、了承という形でよろしいでしょうか。

説明を受けたということでよろしいでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、これをもちまして総務経済委員会を終了といたします。

お疲れさまでした。

午後0時06分閉会